

はじめに

平成 17 年 10 月に 3 市町合併で新市となった本市は、旧釧路市が平成 10 年 12 月に制定した環境基本条例及び平成 13 年 3 月に策定した環境基本計画を引き継ぎ、釧路湿原や阿寒湖をはじめ、多彩でかけがえのない豊かな自然に恵まれた都市として、この豊かな自然を次世代に引き継いでいくためにも、市の望ましい環境像「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」の実現に向け、取組みを進めています。

今日の環境問題は、産業公害、開発に伴う自然の減少及び都市生活型公害などが中心的課題であった高度経済成長期までの環境問題とは大きく変化しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄、そして化石燃料依存の社会経済構造の定着により、人間生活から生ずる環境負荷が地球規模にまで拡大した結果、環境の容量を超え、地球生態系のこれまでの精妙な均衡が崩れつつあるのではとの懸念が強まっています。

「地球温暖化・気候変動の危機」、「資源浪費による危機」、「生態系の危機」という 3 つの試練に対して、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を目指すことで、持続可能な社会に向けた取組みを、さまざまな主体の参加のもとに進めていく必要があります。

平成 20 年 7 月には、地球温暖化と気候変動を主要テーマの一つとした北海道洞爺湖サミットが開催され、環境問題に対する関心が一段と高まりました。本市においても、市民・事業者・行政が共に考え、環境配慮行動の更なる実践に繋げていかなければなりません。

本白書は、釧路市環境基本条例に基づく年次報告として、平成 19 年度における市内の環境の現況及び環境の保全、創造に関する施策の実施状況等を明らかにするためにとりまとめたものです。

本白書が皆様に広く活用され、環境保全への理解を深めていただくとともに、当地域における環境配慮行動を進めていく上での一助となることを願っています。

平成 21 年 3 月

釧路市長 蝦名大也